

令和3年第2回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和3年2月19日（金）午後2時30分

ところ：三朝町役場 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

塩谷委員、石田委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 三朝小学校施設整備について
- (3) 社会教育課事業について
- (4) 図書館事業について

5 議 事

- 議案第1号 令和2年度教育関係費補正予算（令和3年3月）について
- 議案第2号 令和3年度教育関係費当初予算について
- 議案第3号 三朝町調理センターの設置管理条例について
- 議案第4号 三朝町教育委員会表彰について
- 議案第5号 専決処分について（三朝町社会教育委員の委嘱について）
- 議案第6号 三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について

6 協議事項

- (1) 通級指導教室の指導希望について
- (2) 三朝町都市計画審議会委員の推薦について

7 その他

- ・令和2年度三朝町立小・中学校卒業式について
- ・令和2年度小中学校要望について
- ・三朝町立小中学校におけるGIGAスクール構想の実現に向けた研修計画について

8 閉 会

小中連携について

次回臨時会：令和3年3月12日（金） 14：00 ～

次回定例会：令和3年3月 日（ ） ： ～

報告事項（１）

教育総務課事業について

【教育総務課】

月日	時間	内容	備考
【２月】			
2月3日	(水) 9:30-	校長会	
2月9日	(火) 13:30-	「中学生による三朝町の未来を語る会」事前学習	中学校
2月15日	(月) 14:00-	「中学生による三朝町の未来を語る会」	文化ホール
2月15日	(月) 14:00-	小学校入学説明会	
2月19日	(金) 14:30-	第2回教育委員会定例会	
2月22日	(月) 10:00-	スクラム教育協議会	中部総合事務所
2月24日	(水) 14:30-	児相意見交換会	
2月25日	(木) ~26日	総務教育常任委員会協議会	
2月25日	(木) 10:00-	中部人懇教育連絡協議会	中部総合事務所
2月25日	(木) 13:30-	鳥取県中部学校保健会第2回理事会	
【３月】			
3月3日	(水) 9:30-	校長会	
3月5日	(金) ~19日	第2回三朝町議会定例会（予定）	
3月6日	(土) ~7日	県教委教職員人事異動ヒアリング	白兔会館
3月9日	(火) ~10日	県立高校一般入試	
3月12日	(金) 9:30-	中学校卒業式 63名	文化ホール
3月12日	(金) 14:00-	教育委員会第1回臨時会	
3月12日	(金) 14:30-	臨時校長会	
3月12日	(金)	令和2年度末教員人事学校長内示	
3月18日	(木)	県立高校一般入試【発表】	
3月19日	(金) 9:30-	小学校卒業式 60名	
		中部子ども支援センター修了式	
3月24日	(水)	小中学校修了式	
【４月】			
4月7日	(水) 9:30-	中学校始業式	
4月8日	(木) 9:30-	小学校始業式	
4月9日	(金)	小中学校入学式（小学校午前、中学校午後）	

報告事項（２）

三朝小学校施設整備について

報告事項 (3)

【社会教育課】 令和3年2～3月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
2月 2日	日	13:00	文化財保護行政担当者会	リモート	
2月 7日	日	8:00	町スキー・スノーボード教室	恩原高原	参加者7人
2月 9日	火	16:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
2月10日	水	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	三朝町内	
2月16日	火	14:00	倉吉地区少年補導センター評議員会	倉吉市	
2月16日	火	13:30	鳥取県公民館連合会研修会	リモート	
2月17日	水	16:00	人権教育推進協議会（社会教育部会）	役場	
2月19日	金	13:30	東伯郡公民館連合会研修会	北栄町	
2月20日	土	9:00	青空体験塾（雪あそび）	俵原	
2月24日	水	16:00	人権教育推進協議会（事業所部会）	役場	
2月25日	木	10:00	中部人権教育懇談会	中部総合事務所	
2月28日	日	9:30	町スポーツ少年団指導者・育成者研修会	文化ホール	

3月 3日	水	16:00	郡体育協会理事会	中部総合	
3月 7日	日	13:00	三徳山調査研究報告会	文化ホール	
3月 7日	日	13:30	差別事件報告・人権確立をめざす鳥取県民集会	まなびタウン	
3月10日	水	16:00	人権教育推進協議会（役員会）	役場	
3月11日	木	14:00	鳥取県人権教育推進協議会 人権教育行政担当者会	リモート	
3月11日	木	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	倉吉市内	
3月13日	土		日本海新聞ふるさと大賞表彰式 町長・教育委員会表彰 表彰式	町役場	日程調整中
3月15日	月	14:00	東伯郡公民館連合会研修会	町役場	
3月20日	土	9:00	青空体験塾（工作/閉塾式）	文化ホール	

◆日本海新聞ふるさと大賞について

スポーツ功労賞 大橋 凜（おおはし りん） 三朝中学校2年

第66回全日本中学生通信陸上競技大会女子100m 6位入賞。

地域貢献賞 三徳レンジャー

鳥取大学学生サークル。三徳地区でコメを生産販売し、全国に三徳の美味しいコメを紹介している。地域において収穫祭を開催するなど住民との交流も深めている。2020年「食と農林漁業大学生アワード」農林水産大臣賞を受賞。

報告事項（４）

西暦	月
2021	3

みささ図書館月間スケジュール 3月

	行 事	備 考
1日（月）	休館日 課長会	
2日（火）	移動図書館	なの花
3日（水）	移動図書館	バイオリン美術館 片柴・三徳センター
4日（木）	移動図書館 消費者相談	賀茂保育園・支援センター・三喜苑 仁の里・みのり・太郎田・小河内・鎌田 みささ図書館 2 階
5日（金）		
6日（土）		
7日（日）		
8日（月）	休館日	
9日（火）	6ヵ月健診（ブックスタート）	
10日（水）	移動図書館 相互貸借集配	恋谷・三朝・リスポール・西学童
11日（木）		
12日（金）	移動図書館	上西谷・下畑・曹源寺 余戸・東小鹿・三朝・山田
13日（土）	みささ英語村	
14日（日）		
15日（月）	休館日	
16日（火）		
17日（水）	移動図書館	加谷・J A 竹田・下西谷 三朝中・大柿・南学童
18日（木）	移動図書館 消費者相談	こども園・温泉病院 みささ図書館2階
19日（金）		
20日（土）		
21日（日）		
22日（月）	休館日	
23日（火）	5歳児健診（読み聞かせ）	
24日（水）	移動図書館・相互貸借集配	田代・西学童
25日（木）	休館図書整理日	神倉配本
26日（金）	自閉症啓発展示（～4/8）	
27日（土）	みささ英語村	
28日（日）		
29日（月）	休館日	
30日（火）		
31日（水）		

≪ 3月の特集・イベント ≫

ひな祭りの特集（2/9～ ）

自閉症啓発展示（3/26～4/8）

≪ 2月の実績 ≫

芥川賞・直木賞特集（1/21～継続）

節分特集（1/28～2/9）

バレンタイン特集（2/2～ ）

みささ英語村 2/13（ 人） 2/27（ 人）

議案第 1 号

令和 2 年度教育関係費補正予算（令和 3 年 3 月）について

次のとおり令和 2 年度教育関係補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和２年度教育関係費 歳入補正予算（令和３年３月）案

【教育総務課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	主 な 内 容
国庫補助金	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業費補助金（小学校）	0	151	151	
国庫補助金	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業費補助金（中学校）	0	288	288	
教育総務課計		0	439	439	

【社会教育課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	主 な 内 容
国庫補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金	45,876	△ 2,077	43,799	
県補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金	6,564	△ 338	6,226	
教育総務課計		52,440	△ 2,415	50,025	

令和２年度教育関係費 歳出補正予算（令和３年３月）案

【教育総務課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	主 な 内 容
児童福祉費	放課後児童対策費（南）	4,986	△ 600	4,386	委託料減
教育総務費	教育支援バス整備費	10,879	△ 2,562	8,317	不要額の減
小学校費	小学校外国語指導助手活動費	4,463	△ 2,817	1,646	報酬等未執行減
	小学校施設整備事業	1,264	△ 643	621	委託料減
	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業費（小学校）	0	304	304	R3手指消毒液等（繰越）
	小学校特別備品整備費	1,629	315	1,944	児童机椅子追加分13組
	小学校準要保護児童援助費	2,713	154	2,867	転入による増29→32名
	小学校運営一般経費	8,701	△ 930	7,771	燃料費、光熱水費等不要額の減
	小学校教育振興一般経費	3,790	△ 1,206	2,584	貸切バス使用料等不要額の減
中学校費	全日本ジュニアオリンピック派遣補助金	170	△ 170	0	該当者なし
	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業費（中学校）	0	578	578	R3手指消毒液等（繰越）
	中学校ICT教育環境整備費	225	△ 225	0	事業未執行による減
	中学校一般経費	8,046	△ 1,244	6,802	燃料費、光熱水費等不要額の減
	中学校教育振興一般経費	3,302	△ 860	2,442	貸切バス使用料等不要額の減
保健体育費	調理センター一般経費	26,949	△ 1,540	25,409	会検年度任用職員報酬、消耗品等の執行見込みによる減
	調理センター施設改修費	23,707	△ 3,582	20,125	入札差金による減
教育総務課計		100,824	△ 15,028	85,796	

【社会教育課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	内 容
社会教育費	三徳山遺跡発掘調査等事業	9,001	△ 438	8,563	委託費の入札差金による減
	名勝及び史跡三徳山史跡等買上げ事業	51,788	△ 1,947	49,841	委託費の入札差金による減
	史跡等保存活用計画策定事業	2,002	△ 597	1,405	文化庁協議回数減による減 うちR3繰越 1,003千円
社会教育費計		62,791	△ 2,982	59,809	

議案第 2 号

令和 3 年度教育関係費当初予算について

次のとおり令和 3 年度教育関係費当初予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 3 号

三朝町調理センターの設置及び管理に関する条例の制定について

次のとおり三朝町調理センターの設置及び管理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【趣旨】

平成 14 年に設置された三朝町調理センターについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条及び学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき設置された教育機関であることを明確にするため、条例を制定する。

【施行期日】

令和 3 年 4 月 1 日

三朝町調理センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和3年 月 日

三 朝 町 長

三朝町条例第 号

三朝町調理センターの設置及び管理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき、三朝町が設置する調理センター（以下「調理センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 調理センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三朝町調理センター	三朝町大字本泉430番地

（管理運営）

第3条 調理センターは、三朝町教育委員会が管理運営する。

（職員）

第4条 調理センターに必要な職員を置く。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、調理センターの管理及び運営に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第4号

三朝町教育委員会表彰について

次のとおり三朝町教育委員会表彰の被表彰者の決定について、三朝町教育委員会表彰規程（平成25年教委訓令第1号）第3条による学校長からの推薦がありましたので、本委員会の承認を求める。

令和3年2月19日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会表彰規程

（表彰対象者）

第2条 表彰の対象者は、学校教育、社会教育、文化芸術等の分野で顕著な成績を収めた次に掲げる個人又は団体とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校(町内に存する学校に限る。)に在学する者又は当該者が属する団体。

(2) 本町に現に住所を有し、学校教育法第1条に定める学校に在学する者又は当該者が属する団体。

(3) その他三朝町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に認めた個人又は団体。

2 前項の規定にかかわらず、三朝町表彰条例(昭和29年三朝町条例第52号)の規定による表彰を受け、又は受ける予定である個人又は団体は、表彰の対象者としない。

（表彰候補者の推薦）

第3条 学校の長は、前条の表彰の対象者に該当すると認められる個人又は団体がある場合は、教育委員会に当該個人又は団体を三朝町教育委員会表彰候補者として推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、教育委員会が別に定める日までに行わなければならない。

（被表彰者の決定）

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定により推薦のあった個人若しくは団体又は教育委員会が第2条第1項の表彰の対象者に該当すると認める個人若しくは団体のうちから、別に定める基準を満たす個人又は団体を被表彰者として決定するものとする。

表彰選考資料

教（教育委員会表彰） 表彰基準 1項1号：全国大会入賞以上/1項2号：中国大会入賞/1項3号：鳥取県大会優勝

No.	被推薦者	所属名	表彰区分	功 績 内 容	大会日
1	ミフネ ユウダイ 御船 遊大	倉吉東高2年	教 1項2号	第41回中国高等学校・中学校ゴルフ選手権大会 準優勝	R2. 12. 24, 25
2	三朝野球 スポーツ少年団		教 1項2号	①高円宮杯第40回記念全日本学童軟式野球大会マツダ・トーナメント鳥取県大会 優勝 ②第24回中国学童軟式野球選手権大会 ベスト4 ③第17回ろうきん杯学童軟式野球選手権大会 第3位	R2. 11. 1, 3 R2. 11. 7, 8 R2. 12. 5, 6
3	ミフネ カホ 御船 花帆	三朝小4年	教 1項3号	第8回宇佐美杯空手道選手権大会（鳥取県立武道館） 型競技：3～4年生の部（男女混合53名参加） 優勝	R2. 11. 3
4	ヤマネ ミツキ 山根 光稀	三朝小6年	教 1項3号	第21回鳥取県民スポーツレクリエーション祭 バレーボール競技 小学生男子の部 優勝（小鴨バレーボールクラブ男子）	R2. 10. 24
5	オグラ ダイ 小椋 大	倉吉東高3年	教 1項3号	2020年夏季鳥取県高等学校野球大会 優勝	R2. 7. 11, 12, 18～20
6	マツバラ コウヘイ 松原 紘平	倉吉東高1年	教 1項3号	令和2年度鳥取県高等学校ソフトボール新人戦 第1位	R2. 10. 17
7	オオシロ レン 大城 蓮	倉吉総産3年	教 1項3号	第40回鳥取県カヌースプリント選手権大会兼鳥取県高等学校総合体育大会 カヌー競技の部 男子カヤックペア500m 第1位	R2. 6. 13
8	タムラ リオ 田村 梨央	米子松陰2年	教 1項3号	第56回鳥取県高等学校ソフトテニス新人戦 団体 優勝 第46回鳥取県高等学校選抜ソフトテニス大会 団体 優勝	R2. 11. 1 R2. 11. 4

議案第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年教委規則）第 4 号第 3 条の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

社会教育委員の委嘱について

- 1 委嘱する者 三朝町大字柿谷 1287
田栗幸人
- 2 委嘱期間 令和 3 年 2 月 10 日から令和 4 年 3 月 31 日
- 3 選任の理由 地域協議会選出
前任者 藤井博美氏のみささ村地域協議会長退任に伴う後任者として、地域協議会連絡協議会より推薦

《参考》

○ 社会教育法（昭和 24 年 法律第 207 号）

（社会教育委員の設置）

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○ 三朝町社会教育委員に関する条例（昭和 30 年 6 月 3 日 条例第 15 号）

（組織）

第 2 条 委員の定数は、12 人とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、教育委員会の委嘱の日から起算する。

○ 三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9）社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

（特例）

第 3 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会に諮らなければならない。

参考資料（議案第5号）

1 三朝町社会教育委員

氏 名	選出区分	備 考
布 広 覚	社会教育	
中信貴美代	学識経験者	
山 本 聖 子	学識経験者	
深 田 美 鈴	学識経験者	
小 椋 千 秋	学識経験者	
岩 佐 正 巳	学識経験者	
松 原 清 二	学識経験者	
田 栗 幸 人	社会教育	高勢地域協議会長（地域協議会選出）
河 口 泰 子	社会教育	（町スポーツ推進委員会選出）
中 田 直 樹	学校教育	三朝小学校PTA会長（学校関係者）
吉 田 朋 幸	学校教育	三朝中学校長（学校教育関係者）
藤 原 彰 二	学校教育	三朝小学校長（学校教育関係者）

2 任期

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

3 その他

- （1）学校長に異動があった場合は、その後任者を委嘱する。
- （2）小学校PTA会長に異動があった場合は、その後任者を委嘱する。

議案第 6 号

三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第 6 号 資料

三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について

1 出向する職員

現配置	現役職	新配置	氏名	年月日	理由
教育総務課	主任	町長部局	西村 麻衣子	令和 3 年 3 月 1 日	町長部局へ出向

協議事項(1)

通級指導教室の指導希望について

三朝町小・中学校通級教室指導教室実施要綱（平成 24 年教委告示第 39 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

別紙のとおり

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級指導の手順）

第 4 条 通級による指導を希望する児童生徒の保護者（以下「保護者」という）は、在籍する学校の校長（以下「在籍学校長」という）と教育相談を行った上で、通級許可申請書（様式第 1 号）を在籍学校長に提出する。

2 在籍学校長は、前項の届出により、通級による指導を受けさせる必要があると認めるときは、教育委員会に対して意見書（様式第 2 号）を提出する。

3 教育委員会は、前項の提出を受けた児童生徒について審査を行う。必要に応じて、通級指導教室設置校の校長（以下「設置学校長」という）の意見を聴取する。

4 教育委員会は、審査によって通級指導教室での指導を受けることが適当と認めるときは、在籍学校長に対し通級承認書（様式第 3 号）を通知するとともに、保護者へ通級許可通知書（様式第 4 号）を通知する。

協議事項（２）

三朝町都市計画審議会委員の推薦について

三朝町から三朝町都市計画審議会の委員の推薦依頼がありましたので、委員の推薦について協議する。

記

- 1 推薦する委員数 1名
- 2 推薦理由 任期満了（任期満了の委員：芦田準子）
- 3 任 期 令和3年2月20日～令和5年2月19日

○三朝町都市計画審議会条例

平成12年3月29日 条例第20号

（委員）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において町長が任命する。

- （１） 学識経験のある者 3人
- （２） 町議会の議員 2人
- （３） 関係行政機関の職員 1人
- （４） 県の職員 2人
- （５） 住民を代表する者 1人

2 前項第1号及び第5号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。